

犯則調査事件

マリタックス法律事務所

〔法人税〕

(1) 自白を強制するため逮捕権が濫用された例（学習塾事件）

【事例】 懲役2年・執行猶予3年（平成8年）

レストランや学習塾を経営していた会社は、役員に退職金を支払ったが、退職役員らはこれを個人名で預金し、預金通帳を同会社に預託していた。これら退職金は、新会社を設立して新規事業のために使用されたりしていたが、税務署は、これら退職金を支払法人の預金と認定して、査察調査が開始された。

退職役員や支払法人の代表者らは、全員が何度も査察部に呼ばれて、調査に応じたが、個人の預金であると主張し、法人の預金であることを一貫して否認した。査察部は、東京地検特捜部と協議しながら、刑事告発をなし、特捜部は主要な数名の取締役全員と経理部長を逮捕し、支払法人の預金であることを認めることを強要した。

逮捕直前に、特捜部と被疑者間で取引が行われ、一旦逮捕するが、自白調書の作成に応じたらすぐ釈放すると言うものであった。経営者ら数名が長く拘束されると、関連企業を含めて、倒産する可能性が高く、自白調書の作成に応じざるを得なかった。

【コメント】

国税局査察部や、東京地検特捜部が100人規模で調査や捜査を開始しても、押収資料を整理して、告発手続や公訴提起するのは、数名の査察官と検察官であり、膨大な会計資料を正確に分析し、立件してゆくのは困難である。そこで、検察官は、逮捕権を乱用して自白を強要しがちである。

(2) 宅建業者である法人の脱税のケース（横浜事件）

【事例】 代表者個人に懲役2年・執行猶予3年、法人に罰金3500万円併課（平成13年）

宅建業者兼戸建業者である法人の代表者甲は、下請業者乙に依頼して、下請代金を水増しした領収書を書かせ、5年間で約5億円の裏金を作った。裏金は、銀行の貸金庫に無記名有価証券に替えて保存されていた。いわゆるB勘定の領収書は、手数料1割を乙に支払って作成されたものであったが、甲のみが在宅起訴されたが、乙は起訴されなかった。

架空領収証の手数料は、現実に支払われていたが、法人の損金として認められなかった。追加納税額に対し、附帯税及び重加算税が賦課され、法人の脱税額の殆ど全ては追加納付しなければならなかった。

加うるに、重加算税とは別に法人に罰金が課せられ、実質上の二重処罰が行われた。刑が確定すると、脱税法人の宅建業者の資格は直ちに取り消され、脱税法人は事業継続が困難となった。

【コメント】

違法行為の手数料は、損金として扱われない。重加算税と罰金が課せられるのは、二重処罰の疑いがある。十数名から押収された証拠品は、一括で保管されており、事件確定後国税局から、弁護人に対し十数名の委任状を取り付けて、還付受領に（トラックで）来るよう要請があった。

押収された会計帳簿は、税務申告に必要であり、還付を早急に必要とする場合、国税局もこれに協力的であり、その返還が速やかになされた。

(3) 弁護士・公認会計士が関与した生前の事業承継が否認されたケース（ビル管理会社事件）

【事例】 不告発（平成5年）。

従業員約3000人の法人の代表者は、100%の株主であった。愛人との間に幼い子供二人を有していたが、正妻との折り合いが悪く、愛人に全株式を残すことを公認会計士と弁護士に依頼した。その法人は、直ちに約40億円の借金をして、土地・建物を購入して、株価を下げると共に、全株式が愛人の親族・知人合計約20人に譲渡された。

その後、その法人の代表者は死亡したが、査察調査が開始された。生前の株式譲渡は、弁護士と公認会計士が企画・立案したものであったが、査察官は架空の株売買とみなし、数年の調査手続を経たが、譲渡人自身が死亡しているので、刑事告発はなされなかった。結局愛人の幼い子供の相続税について、修正申告をさせることによって査察事件は終結した。

【コメント】

中小企業の株を、相続税評価基本通達にて評価すれば、高い評価額が計算されるが、中小企業の株は実際には処分が困難である。取引出来ない株式を高く評価して、脱税額が算定されてしまう。破産しても、租税債権は免責とならないので、幼い子供について、いつまでも租税支払義務が残る（結局時効を待つしかない）。

(4) 関係会社を利用した取引事件（ネット販売事件）

【事例】

不告発。子会社や関係会社を通じてなしたネット取引の売上帰属が否認された事例

【コメント】

従業員、事務所、銀行口座の動きなどによって売上帰属が判定された。

(5) 架空外注事件（公認会計士事件）

【事例】

関係会社へ架空外注をなし、法人所得の隠匿がなされた事例。告発されていない部分が追加されて、起訴された。実質的主宰者と協力者である公認会計士が起訴された。

【コメント】

外注した会社と受注した会社の二社にダブル課税されることを防止する理論構成が必要である。所得の受入会社で納税したことが有利な情状となった。

(6) 弁護士との面会が拒否された事件

【事例】

密告によって全国数十ヵ所の査察調査がなされ、その弁護のため、弁護士として、査察官に面会を求めたが拒否され、抗議文を送付したところ、立件が見送られた。弁護士法3条の解釈が問題となった。

【コメント】

不告発。査察調査の差押えは、十分な証拠もないのに実施されることがある。

(7) 建設会社が架空外注費を計上した事件

【事例】

架空外注費を計上して裏金をバックさせていたケースである。懲役2年、執行猶予3年であった。

【コメント】

争いのない金額で告発させた。

(8) パソコンソフト架空外注費事件

【事例】

パチンコソフト会社が架空外注費を計上した。懲役1年執行猶予3年の判決であった。

【コメント】

パチンコ台の製造会社には、影響させない弁護をなした。

(9) キャバクラ同和事件（九州）

【事例】

査察部に告発されたが、検察庁において、不起訴となった珍しいケースである。

【コメント】

推計による課税処分がなされた。課税処分取消訴訟を提起して争った。

(10) 不動産会社架空違約金事件（東京・神戸）

【事例】

違約金3億円について、自白し、検察官と司法取引したケースである。

【コメント】

幫助犯の弁護をなし、自白するから不起訴にするよう司法取引した。主犯は逮捕された。違約金2億5000万円の領収証を出した別の幫助犯は租税前科があり、実刑判決を受けた。

(11) 仮想通貨エターナルリンク事件

【事例】

10億円の仕入をラスベガスの会社からなしたところ、否認された。

【コメント】

仕入を自己否認して修正申告をしたところ、告発されなかった。

(12) Genetop 事件

【事例】

インターネット取引による入金口座が個人で300件程度存在した。

法人と個人のいずれの取引か問題となった。

【コメント】

法人取引であるとして、修正申告に応じることによって不告発となった。

(13) テレビ放送局事件

【事例】

制作会社から、テレビ局ディレクターが毎年1億円、3年間接待を受けていたが、交際費として修正申告をなし、不告発となった。

【コメント】

ディレクターに課税されなかった。交際費認定は、ダブル課税とされない。

(14) 電気工事業法人事件

【事例】

架空領収書約30枚を使い、架空外注費を計上した。

【コメント】

弁護士意見書を提出した。診断書も提出した。

(15) 偽装人材派遣事件

【事例】

A社はB役員の設立した法人Cへ、業務委託料を支払っていたところ、役員給与の認定を受けた。

【コメント】

弁護士意見書を提出した。

(16) ビルオーナー事件

【事例】

架空外注費を否認された。

【コメント】

亀田病院に入院し、その後不告発となった。

(17) 太陽光発電会社事件

【事例】

赤字の下請外注費を支払い、当該下請け会社から同額の借り入れをなしていた。

【コメント】

下請会社は無申告であったが、あくまで外注費は虚偽ではないと主張した。

(18) マンション管理会社事件

【事例】

防水・塗装工事代金を子会社へ発注し、貸付金と相殺した。

【コメント】

工事の出来高を立証した。

(19) 船舶人材派遣会社事件

【事例】

偽装派遣と認定された。

【コメント】

執行猶予となったが、被告人は無罪を信じている。

(20) 仙台法人成事件

【事例】

2年間個人事業で、除染工事の下請業をなしたが、無申告であった。その後、法人成りをなしたが、神奈川県の子会社の親会社の売上であるとして、査察調査が開始された。

【コメント】

個人売上は、親会社に帰属するものとして、修正申告をなし、告発を免れた。

(21) 電気工事業法人事件

【事例】

架空領収書約30枚を使い、架空外注費を計上した。

【コメント】

弁護士意見書を提出した。診断書も提出した。

[所得税法]

(1) 不納付犯・横領事件

【事例】

会計担当者が、源泉徴収した所得税4万円程度を納付しないとして逮捕されたもの。

【コメント】

源泉徴収所得税は、法人の預り金であるとのことであったが、当該法人は、手取額を従業員に交付していたに過ぎなかった。担当検事等と交渉した結果、2日で釈放された。

(2) 源泉税事件

【事例】

給与所得者が所得税法違反で起訴されたが、源泉徴収されているものと考えていたと認定され、故意がないとして無罪となった。

【コメント】

故意の問題ではなく、源泉徴収義務が支払者にあるというべきであった。

(3) マンションの補修費水増事件（千葉個人業者事件）

【事例】

外注先の水増領収証が問題となった。

【コメント】

補修工事の出来高を立証したところ、不告発となった。

(4) 仮想通貨交換事件

【事例】

仮想通貨と他の仮想通貨に交換したことにより、査察調査が開始された。

【コメント】

弁護士意見書を提出し、「たまり」と「担税力」がないことを弁明した。

(5) 仮想通貨ADA事件

【事例】

ADA コインを円に換価し、宝石と土地を購入していた。

【コメント】

ドバイの脱税請負会社との取引詳細を説明して、告発を回避した。

〔相続税〕

(1) 査察調査が開始され、調査官の強い勧告に従って修正申告が強要された事例（北海道病院事件）

【事例】 懲役2年・執行猶予3年・罰金7000万円（平成13年）

医師である夫が死亡後、妻は夫名義の預金約5億円だけを申告して、相続税を納付した。妻は、これ以外に約5億円の妻名義の預金を有していたが、夫の遺産ではないと考えていた。

その後、査察調査が開始され、査察官は妻名義の預金の大半を夫の遺産として修正申告に応じるよう強く求めたので、妻は刑事告発はないものと考えて、修正申告に応じた。

しかしその後、検察庁から妻に呼出しがあり、自白調書を採られたら、直ちに裁判所に起訴されてしまった。

【コメント】

刑事告発がないとして修正申告を強要しておきながら、被疑者の弱い立場を利用して、自白調書を作成させて、起訴したケースである。

〔地方税〕

(1) 軽油引取税（船舶管理会社事件）

【事例】 逮捕後不起訴

脱税商品であることを認識して購入した軽油の転売をした事例（保税転売）。被疑者は、代々木警察署に逮捕された。

【コメント】

いくつかの裁判例があり、本件では被疑者が逮捕されたが、弁護活動が効を奏し、不起訴となった。判例時報1514号169頁以下参照（熊本地判平成6年3月15日）

〔関税法〕

(1) 関税法違反（衣料品輸入業者事件）

【事例】

関税を免れるため、通関手続においてオーバーバリューで申告したもので、不起訴となった。

【コメント】

通関業者が一切の通関手続を行うので、オーバーバリューに関する共謀を否認したところ、立件されなかった。

(2) 関税法違反事件（横浜輸入業者事件）

【事例】

偽ブランドバックが大量に輸入され、差押えされたが、真正商品との見分けがつかず、海外の民事裁判において、偽物と認定された事例

【コメント】

韓国ソウルで民事裁判が提起され、偽物と判断された。

(3) 関税法違反

【事例】

豚肉の差額関税について約50億円の関税法違反として逮捕された。懲役2年の実刑判決及び罰金2500万円の判決を受けた。

【コメント】

東京高検と、罰金納付と、収監の日程調整の協議をなした。法人に対する罰金は、支払えなかった。

(4) 関税法違反事件（協畜事件）

【事例】

台湾で仕入代金がプールされていた。

【コメント】

ヨーロッパの生産会社代理人が輸入価格を調整していた。

(5) 形式的輸入業者関税事件

【事例】

6 1 億円の差額関税事件で、形式的輸入業者は、共謀共同区犯として執行猶予判決を受けた。

【コメント】

関税法 3 条但書を主張した。

〔国際課税〕

(1) 海外への所得隠し事件（韓国外国法人事件）

【事例】

韓国系外国会社の代理店である企業が、代理店収入を海外銀行口座へプールし、所得を隠匿していた。

【コメント】

課税庁は、外国預金口座、外国取引会社に関する資料を入手するのが困難であるが、納税者にその資料入手を強要する。海外預金を、日本国内に移動することも強要されたが、立件されなかった。

〔消費税〕

(1) 消費税不正還付事件

【事例】

懲役 5 年実刑判決であった。

【コメント】

中国人に脅されて不正還付を請求したケースであった。

〔資料〕

令和 2 年度査察事件（2021 年 6 月 17 日公表）

- | | |
|-----------------|---|
| ① 令和 2 年度査察着手件数 | 1 1 1 件（前年 1 5 0 件） |
| ② 令和 2 年度査察処理件数 | 1 1 3 件（前年 1 6 5 件） |
| ③ 検察庁への告発件数 | 8 3 件（前年 1 1 6 件） |
| 国際事件告発件数 | 2 7 件（前年 2 5 件） |
| ④ 告発率 | 7 3. 5 %（前年 7 0. 3 %） |
| ⑤ 脱税総額 | 9 0 億 5, 0 0 0 万円（前年 1 1 9 億 8, 5 0 0 万円） |
| ⑥ 一件当たりの脱税額 | 平均 8, 0 0 0 万円（前年 7, 3 0 0 万円） |
| ⑦ 業種別告発状況 | 建設業 2 6 件、不動産 1 5 件、クラブ・バー 4 件などが多い。 |
| ⑧ 脱税の手段・方法 | 架空の経費計上や売上除外が多く見受けられた。 |
| ⑨ 査察調査の状況 | |

法人税55件、所得税8件、消費税18件、源泉所得税2件、相続税零件
1事件あたり、着手日に約170名を動員し、数カ所が調査される。

着手から、告発まで、24ヶ月の調査期間を要している。検察庁との連携強化を
図り、悪質な脱税者に対し厳正に対応している。国際取引案件については、査察
部専門部署の調査支援と租税条約による外国税務当局との情報交換制度が、積極
的に活用されている。又、経済取引のIT化に対応するため、専門部署の支援と
電子機器解析機材の活用がなされ、証拠保全と解析がなされている。

⑩ 令和2年度 直接国税刑事事件

一審判決	87件
有罪件数	86件
有罪率	98.9%

暗号資産事件で、有罪判決がなされた。また、法人税法違反幫助犯事件で、再犯者
が実刑判決を受けた。